

総社市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第2号

総社市手数料条例の一部を改正する条例

総社市手数料条例（平成17年総社市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第3（第2条関係）			別表第3（第2条関係）		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1～13 略			1～13 略		
14 建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可に関する事務	特殊建築物等の敷地の位置の許可申請に対する審査	16万円	14 建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可に関する事務	特殊建築物等の敷地の位置の許可申請に対する審査	16万円
15 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく	建築物の床面積の不算入に係る認定申請に対す	2万7,000円			

改正後			改正前		
認定に関する事務	る審査				
16	略		15	略	
17	略		16	略	
18	略		17	略	
19	略		18	略	
20	建築基準法第55条第2項の規定に基づく認定に関する事務	建築物の高さの特例認定申請に対する審査 2万7,000円	19	建築基準法第55条第2項の規定に基づく認定に関する事務	建築物の高さの特例認定申請に対する審査 2万7,000円
21	建築基準法第55条第3項の規定に基づく許可に関する事務	建築物の高さの特例許可申請に対する審査 16万円			
22	建築基準法第55条第4項各号の規定に基づく許可に関する事務	略	20	建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく許可に関する事務	略
23	略		21	略	
24	略		22	略	
25	略		23	略	
26	略		24	略	
27	略		25	略	
28	略		26	略	
29	略		27	略	
30	略		28	略	
31	略		29	略	
32	略		30	略	
33	略		31	略	
34	略		32	略	
35	略		33	略	
36	略		34	略	

改正後			改正前				
37	略		35	略			
38	略		36	略			
39	略		37	略			
40	略		38	略			
41	略		39	略			
42	略		40	略			
43	略		41	略			
44	略		42	略			
45	略		43	略			
46	略		44	略			
47	略		45	略			
48	略		46	略			
49	略		47	略			
50	略		48	略			
51	略		49	略			
52	略		50	略			
53	略		51	略			
54	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定に関する事務	一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請に対する審査	当該新築又は増築等に係る建築物の数が1である場合にあつては7万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額	52	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定に関する事務	一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>建築</u> の認定申請に対する審査	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては7万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
55	建築基準法第86条の2第2項又は同条第3項の規定に基づく許可に関する事務	一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地	当該新築又は増築等に係る建築物の数が1である場合にあつては23万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては23万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額	53	建築基準法第86条の2第2項又は同条第3項の規定に基づく許可に関する事務	一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の <u>特例許可申請</u> に対する審査	建築物（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては23万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては23万8,000円に1を超える建築物の数

改正後			改正前			
	内許可建築物の増築等の許可申請に対する審査				に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額	
56	略		54	略		
57	略		55	略		
58	略		56	略		
59	略		57	略		
60	略		58	略		
61	略		59	略		
62	略		60	略		
63	略		61	略		
64	略		62	略		
65	略		63	略		
66	略		64	略		
67	略		65	略		
68	略		66	略		
69	略		67	略		
70	略		68	略		
71	略		69	略		
別表第5（第2条関係）			別表第5（第2条関係）			
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	
1～3	略		1～3	略		
4	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第5条第1項から第5項までの規定に	ア	一戸建ての住宅又は共同住宅等 1の項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について別表第3の1の項、64の項又は68の項に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100	ア	一戸建ての住宅又は共同住宅等 1の項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について別表第3の1の項、62の項又は66の項に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100

改正後			改正前		
住宅建築等計画の認定の申請に関する事務	よる長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を合算した額 イ 区分所有住宅 1の項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について別表第3の1の項、 <u>64の項</u> 又は <u>68の項</u> に定める額を合算した額	住宅建築等計画の認定の申請に関する事務	よる長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を合算した額 イ 区分所有住宅 1の項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について別表第3の1の項、 <u>62の項</u> 又は <u>66の項</u> に定める額を合算した額
5～7 略			5～7 略		
8 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に関する事務	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅又は共同住宅等 4の項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について別表第3の1の項、 <u>64の項</u> 又は <u>68の項</u> に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を合算した額 イ 区分所有住宅 4の項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について別表第3の1の項、 <u>64の項</u> 又は <u>68の項</u> に定める額を合算した額	8 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に関する事務	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅又は共同住宅等 4の項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について別表第3の1の項、 <u>62の項</u> 又は <u>66の項</u> に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を合算した額 イ 区分所有住宅 4の項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について別表第3の1の項、 <u>62の項</u> 又は <u>66の項</u> に定める額を合算した額
9～11 略			9～11 略		
別表第6（第2条関係）			別表第6（第2条関係）		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 略			1 略		

改正後			改正前		
2 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がある場合の同法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に関する事務	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がある場合の同法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	1の項に定める額と当該申請に係る建築物が属する一の建築物について別表第3の1の項、 <u>64の項</u> 又は <u>68の項</u> に定める額を合算した額	2 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がある場合の同法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に関する事務	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がある場合の同法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	1の項に定める額と当該申請に係る建築物が属する一の建築物について別表第3の1の項、 <u>62の項</u> 又は <u>66の項</u> に定める額を合算した額
3 略			3 略		
4 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合の同法第55条第1項の規定による認定低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に関する事務	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合の同法第55条第1項の規定による認定低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	3の項に定める額と当該申請に係る建築物が属する一の建築物について別表第3の1の項、 <u>64の項</u> 又は <u>68の項</u> に定める額を合算した額	4 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合の同法第55条第1項の規定による認定低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に関する事務	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合の同法第55条第1項の規定による認定低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	3の項に定める額と当該申請に係る建築物が属する一の建築物について別表第3の1の項、 <u>62の項</u> 又は <u>66の項</u> に定める額を合算した額

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。